

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3116号)

令和6年9月24日

横情審答申第3116号
令和6年9月24日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年5月16日教教人第164号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成30年6月期 業務実績割合 令和元年6月期 業務実績割合 令和2年6月期 業務実績割合 令和2年12月期 業務実績割合 令和3年6月期 業務実績割合」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成30年6月期 業務実績割合 令和元年6月期 業務実績割合 令和2年6月期 業務実績割合 令和2年12月期 業務実績割合 令和3年6月期 業務実績割合」を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「市立学校教職員の勤勉手当の査定分布。S・A・B・Cと表記される査定について、校長、副校長、主幹教諭、教諭ごとの各々のパーセンテージの数値が知りたい。2017年～2021年についての上記の数値」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年12月17日付で行った「平成30年6月期 業務実績割合 令和元年6月期 業務実績割合 令和2年6月期 業務実績割合 令和2年12月期 業務実績割合 令和3年6月期 業務実績割合」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号エに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

勤勉手当に係る教職員に対する業務実績の評価（以下「評価」という。）ごとの割合及び人数を開示すれば、人数の少ない職種の場合、一部の教職員が互いの受けた評価について情報交換をすれば、他者が受けた評価も知ることができる。

したがって、校種ごとや地域ごとの人数であっても、開示すれば当該評価を受けた個人が特定されるおそれがあるため、非開示とした。

(2) 旧条例第7条第2項第6号エの該当性について

評価ごとの割合及び人数を開示すれば、評価者である校長が他の地域や校種との割合の差などを意識して正確かつ率直な評価を差し控えるようになり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とした。

(3) 校長及び副校長の評価の分布に係る文書は存在しないが、本件請求は教職員の職種を例示列挙したものと解釈したので、本件処分だけを行い、当該文書の非開示決定は行わなかった。しかし、当該文書の不存在についても審査を求めるとのことだったので、令和4年5月16日に改めて非開示決定を行った。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の一部を取り消し、本件審査請求文書の非開示部分の開示を求める。

(2) 実施機関は、人数の少ない職種では個人が特定されるおそれがあるとするが、それならば、当該職種だけを非開示とすればよい。

(3) 人事評価の数字は制度的に導かれるもので、公表により校長が正確かつ率直な評価を差し控える傾向になるはずがない。

(4) 校長及び副校長の評価の分布に係る文書の存在の有無の審査を請求する。本件審査請求文書は財政上の都合により作成している旨の説明を受けたが、それならば、1,000人以上いる校長及び副校長の評価の分布に係る文書も作成されてしかるべきである。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 評価に係る事務について

実施機関では、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）第3条第1項の規定により、勤勉手当の支給に当たり、評価に応じてその額を決定している。

評価は、その対象となる教職員の日常の業務遂行を通じて評価者が把握した業績に応じ、顕著な業績を上げた場合はA、十分な業績を上げた場合はB、十分な業績を上げなかった場合はCとなり、勤勉手当の額は、Aの場合は10パーセント増額され、Bの場合は増額も減額もなく、Cの場合は5パーセント減額される。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、平成30年6月期、令和元年6月期、令和2年6月期、同年12月期及び令和3年6月期の「業務実績割合」と題する文書である。各期の業務実績割合は、「東部」等の方面、「小学校」等の校種及び「主幹教諭」等の職種に細分化、整理されており、教職員の人数（令和元年6月期以降は、評価の対象となる教職員の人数）、AからCまでのそれぞれの評価を受けた者の人数及び割合（以下「各評価者数等」という。）並びに評価の対象外となる「実施除外」者の人数（以下「除外者数」という。）が職種ごとに記載されているほか、職種が「教諭等」に分類される者の人数及び割合が小計として、校種全体の人数及び割合が合計として、方面全体の人数及び割合が総計として記載されている。

実施機関は、これらのうち、職種、小計、合計及び総計に記載された各評価者数等及び除外者数について、旧条例第7条第2項第2号及び第6号エに該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができることを規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又

は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 職種の部分に記載された各評価者数等及び除外者数について

(ア) 当該職種の教職員が一人の場合、その各評価者数等及び除外者数は、市民情報センター等で一般の閲覧に供されている横浜市職員録の当該職種に係る教職員の氏名と照合することで、特定の個人を識別することができる情報である。

また、当該職種の教職員が複数であっても、これに対する評価が全員同じである場合や全員が実施除外者である場合、その各評価者数等及び除外者数は、同様に、その記載に係る個人全員を識別することができる情報である。

したがって、これらの場合、各評価者数等及び除外者数は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、これらは、評価に係る情報であり、職務遂行の内容に係る情報とはいえないので本号ただし書ウに該当しないし、ア及びイにも該当しない。

(イ) これに対して、当該職種の教職員が複数で、これに対する評価が全員同じではない場合又は全員が実施除外者ではない場合、各評価者数等及び除外者数は、横浜市職員録と照合してもどの記載がどの教職員に係るものかを知ることにはできないので、本号本文に該当しない。

ウ 小計、合計及び総計の部分に記載された各評価者数等及び除外者数について

これらは、複数の職種に係る人数を合算したものやその割合であるから、それだけでは特定の個人を識別することはできない。

もっとも、合算した人数及び割合に上記イ(ア)に係る各評価者数等及び除外者数が含まれており、それ以外的人数及び割合と、小計、合計及び総計の人数及び割合との差から、上記イ(ア)に係る各評価者数等及び除外者数が明らかになる場合は、これと横浜市職員録とを照合すれば、その記載に係る個人全員を識別

することができる。

したがって、そのような場合、小計、合計及び総計の各評価者数等及び除外者数は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、これらは、評価に係る情報であり、職務遂行の内容に係る情報とはいえないので本号ただし書ウに該当しないし、ア及びイにも該当しない。

(5) 旧条例第7条第2項第6号エの該当性について

ア 旧条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある行政文書については、開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、各評価者数等及び除外者数を開示すれば、評価者である校長が他の地域や校種との割合の差などを意識して正確かつ率直な評価を差し控えるようになり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

この点、例えば、個々の教職員に対する具体的な評価が公にされるとなれば、校長を委縮させる効果があるかもしれないが、本件審査請求文書は、職種ごとに評価を集計したものに過ぎず、そのような効果があるとは認めがたい。

各評価者数等が開示されることにより評価結果が推測されることはあっても、特定されるとは考えられないので、開示により、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められないので、本号エに該当しない。

(6) 審査請求人は、校長及び副校長の評価の分布に係る文書も存在するはずと主張するので、実施機関に不存在の理由を確認したところ、一般の教職員に比べ人数が多くないことから、その評価の分布は名簿を用いて確認できるため、行政文書は作成していないとの説明があった。

職種ごとの人数及び割合が記載されている学校事務職員等と、人数にそれほど差があるとも思えないが、作成しないことがなんらかの規範に違反するものではなく、他に作成していなければ不自然というほどの事情も存在しない。

(7) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

本件審査請求文書	開示すべき部分			
平成30年6月期業務実績割合	東部	非開示部分の全て		
	西部			
	南部	小学校	非開示部分の全て	
		中学校		
		義務教育	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て並びに「養護教諭」、「栄養教諭」、「小計」、「事務職員」及び「合計」の実施除外の部分	
		総計	実施除外の部分	
	北部	小学校	非開示部分の全て	
		中学校		
		義務教育学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て並びに「養護教諭」、「栄養教諭」、「小計」、「事務職員」及び「合計」の実施除外の部分	
		総計	実施除外の部分	
	事務局	高等学校	非開示部分の全て	
		特別支援学校	「主幹教諭」の非開示部分の全て、「主幹養教」の実施除外の部分、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「栄養教諭」、「実習助手」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」及び「栄養職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分	
		総計	実施除外の部分	
	全体	小学校	非開示部分の全て	
		中学校		

平成30年 6月期 業務実績 割合	全体	義務教育 学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て、「養護教諭」の実施除外の部分、「栄養教諭」の非開示部分の全て、「小計」の実施除外の部分、「事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		高等学校	非開示部分の全て
		特別支援 学校	「主幹教諭」の非開示部分の全て、「主幹養教」の実施除外の部分、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「栄養教諭」、「実習助手」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」及び「栄養職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		総計	実施除外の部分
令和元年 6月期 業務実績 割合	東部	小学校	非開示部分の全て
		中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」の非開示部分の全て並びに「その他」及び「合計」の実施除外の部分
		総計	実施除外の部分
	西部	小学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「小計」、「事務職員」及び「栄養職員」の非開示部分の全て並びに「その他」及び「合計」の実施除外の部分
		中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」の非開示部分の全て並びに「その他」及び「合計」の実施除外の部分
		総計	実施除外の部分
	南部	小学校	非開示部分の全て
		中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		義務教育 学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て、「養護教諭」、「栄養教諭」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		総計	実施除外の部分
		北部	小学校
	中学校		非開示部分の全て

令和元年 6月期 業務実績 割合	北部	義務教育 学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て並びに「養護教諭」、「栄養教諭」、「小計」、「事務職員」及び「合計」の実施除外の部分	
	事務局	高等学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」の実施除外の部分、「実習指導員」、「美容指導官」及び「理容指導官」の非開示部分の全て、「理容指導員」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分	
		特別支援 学校	「主幹教諭」、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「事務職員」及び「栄養職員」の非開示部分の全て	
	全体	小学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「事務職員」及び「栄養職員」の非開示部分の全て	
		中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」の非開示部分の全て並びに「その他」及び「合計」の実施除外の部分	
		義務教育 学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て、「養護教諭」の実施除外の部分、「栄養教諭」の非開示部分の全て並びに「小計」、「事務職員」及び「合計」の実施除外の部分	
	令和2年 6月期 業務実績 割合	東部	高等学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」の実施除外の部分、「実習指導員」、「美容指導官」及び「理容指導官」の非開示部分の全て、「理容指導員」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
			特別支援 学校	「主幹教諭」、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「事務職員」及び「栄養職員」の非開示部分の全て
			小学校	非開示部分の全て
		西部	中学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
小学校			非開示部分の全て	
総計			実施除外の部分	
南部		小学校	非開示部分の全て	

令和2年 6月期 業務実績 割合	南部	中学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の 全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「学校事務職 員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		義務教育 学校	非開示部分の全て
		総計	実施除外の部分
	北部	小学校	非開示部分の全て
		中学校	
		義務教育 学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て並びに「養 護教諭」、「栄養教諭」、「学校事務職員」及び「合計」 の実施除外の部分
		総計	実施除外の部分
	事務局	高等学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の 全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「実習指導 員」及び「美容指導官」の非開示部分の全て、「理容指導 員」の実施除外の部分、「理容指導官」の非開示部分の全 て並びに「合計」の実施除外の部分
		特別支援 学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の 全て、「実習指導員」の実施除外の部分、「栄養教諭」、 「学校事務職員」及び「学校栄養職員」の非開示部分の全 て並びに「その他」及び「合計」の実施除外の部分
		総計	実施除外の部分
	全体	小学校	非開示部分の全て
		中学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の 全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「学校事務職 員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		義務教育 学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て並びに「養 護教諭」、「栄養教諭」、「学校事務職員」及び「合計」 の実施除外の部分
		高等学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の 全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「実習指導 員」、「美容指導官」及び「理容指導官」の非開示部分の 全て並びに「理容指導員」及び「合計」の実施除外の部分
		特別支援 学校	「主幹教諭」、「教諭」、「養護教諭」及び「栄養教諭」 の非開示部分の全て、「実習指導員」の実施除外の部分、 「学校事務職員」及び「学校栄養職員」の非開示部分の全 て並びに「合計」の実施除外の部分
		事務局	実施除外の部分
		総計	

令和2年 12月期 業務実績 割合	東部	小学校	非開示部分の全て
		中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」及び「教諭」の非開示部分の全て、「教諭（任）」及び「講師教諭」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		総計	実施除外の部分
	西部	小学校	「主幹教諭」及び「主幹養教」の非開示部分の全て、「主幹栄教」の実施除外の部分、「教諭」及び「栄養教諭」の非開示部分の全て、「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事務職員」及び「学校栄養職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」及び「教諭」の非開示部分の全て、「教諭（任）」及び「講師教諭」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		総計	実施除外の部分
	南部	小学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」及び「栄養教諭」の非開示部分の全て、「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事務職員」及び「学校栄養職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」及び「教諭」の非開示部分の全て、「教諭（任）」及び「講師教諭」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		義務教育学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て並びに「栄養教諭」、「学校事務職員」及び「合計」の実施除外の部分
		総計	実施除外の部分
	北部	小学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「主幹栄教」、「教諭」及び「栄養教諭」の非開示部分の全て、「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事務職員」及び「学校栄養職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」及び「教諭」の非開示部分の全て、「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		義務教育学校	「主幹教諭」の非開示部分の全て、「主幹養教」の実施除外の部分、「教諭」の非開示部分の全て並びに「栄養教諭」、「教諭（任）」、「学校事務職員」及び「合計」の実施除外の部分
総計		実施除外の部分	

令和2年 12月期 業務実績 割合	事務局	高等学校	「主幹教諭」、「教諭」、「教諭（任）」及び「講師教諭」の非開示部分の全て、「実習助手」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		特別支援学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」及び「栄養教諭」の非開示部分の全て、「実習助手」及び「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「学校栄養職員」及び「合計」の実施除外の部分
		総計	実施除外の部分
	全体	小学校	「主幹教諭」及び「主幹養教」の非開示部分の全て、「主幹栄教」の実施除外の部分、「教諭」及び「栄養教諭」の非開示部分の全て、「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事務職員」及び「学校栄養職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」及び「教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」及び「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		義務教育学校	「主幹教諭」の非開示部分の全て、「主幹養教」の実施除外の部分、「教諭」の非開示部分の全て、「栄養教諭」及び「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		高等学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」の実施除外の部分、「実習助手」、「教諭（任）」及び「事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		特別支援学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」及び「栄養教諭」の非開示部分の全て、「実習助手」及び「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「学校栄養職員」及び「合計」の実施除外の部分
		総計	実施除外の部分
		小学校	非開示部分の全て
東部	中学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分	
	総計	実施除外の部分	
	西部	小学校	「主幹教諭」、「教諭」、「養護教諭」及び「栄養教諭」の非開示部分の全て、「事務職員」の実施除外の部分、「学校事務職員」及び「学校栄養職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分

令和3年
6月期
業務実績
割合

令和3年 6月期 業務実績 割合	西部	中学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		総計	実施除外の部分
	南部	小学校	非開示部分の全て
		中学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		義務教育学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て並びに「養護教諭」、「栄養教諭」、「学校事務職員」及び「合計」の実施除外の部分
		総計	実施除外の部分
	北部	小学校	非開示部分の全て
		中学校	
		義務教育学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て、「養護教諭」の実施除外の部分、「栄養教諭」の非開示部分の全て、「学校事務職員」の実施除外の部分並びに「合計」の非開示部分の全て
		総計	非開示部分の全て
	事務局	高等学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「事務職員」及び「実習指導員」の非開示部分の全て、「美容指導員」の実施除外の部分、「美容指導官」の非開示部分の全て、「理容指導員」の実施除外の部分、「理容指導官」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		特別支援学校	「主幹教諭」、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「実習指導員」及び「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「学校栄養職員」、「その他」及び「合計」の実施除外の部分
		総計	実施除外の部分
	全体	小学校	「主幹教諭」、「教諭」、「養護教諭」及び「栄養教諭」の非開示部分の全て、「事務職員」の実施除外の部分、「学校事務職員」及び「学校栄養職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		中学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
義務教育学校		「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て並びに「養護教諭」、「栄養教諭」、「学校事務職員」及び「合計」の実施除外の部分	

令和3年 6月期 業務実績 割合	全体	高等学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「事務職員」及び「実習指導員」の非開示部分の全て、「美容指導員」の実施除外の部分、「美容指導官」の非開示部分の全て、「理容指導員」の実施除外の部分、「理容指導官」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		特別支援学校	「主幹教諭」、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「実習指導員」及び「学校事務職員」の非開示部分の全て、「学校栄養職員」、「合計」及び「その他」の実施除外の部分
		事務局	実施除外の部分
		総計	

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年5月16日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和4年6月24日	・審査請求人から意見書を受理
令和6年7月23日 (第1回第五部会)	・審議
令和6年8月27日 (第2回第五部会)	・審議